

傷病手当金及び出産手当金について

平成28年4月1日から傷病手当金・出産手当金の支給額の決定方法が変わる予定です

傷病手当金と出産手当金は、直近に決定された標準報酬月額をもとに算出していますが、平成28年4月1日から**過去12か月の標準報酬月額を平均した額**をもとに算出することになります。これに伴い、傷病手当金と出産手当金の支給額及び調整方法が以下のとおり改正される予定です。



■ 支給額（1日につき）

これまで、支給の対象となる月の標準報酬月額（平成27年9月以前までは給料月額）で支給額を決定していましたが、平成28年4月1日からは**支給開始日の属する月に算定した支給額を傷病手当金等の支給期間中、用いることとなります。**

平成28年3月31日まで（改正前）

「支給の対象となる月の標準報酬月額」

$$\times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$$

*1：10円未満四捨五入 *2：円位未満四捨五入

平成28年4月1日から（改正後）

「支給開始日*3の属する月以前の直近の継続した12か月の

$$\text{標準報酬月額を平均した額} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$$

*3：傷病手当金及び出産手当金の支給を始める日

支給例

平成28年8月まで標準報酬月額41万円（第23級）、平成28年9月から標準報酬月額44万円（第24級）の組合員が公務によらない傷病により平成28年10月に傷病手当金の支給が開始される場合



平成28年10月の支給額（例：法改正後）

直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額をもとに算定

$$\text{【1日につき】} (41\text{万円} \times 10\text{月間} + 44\text{万円} \times 2\text{月間}) \times \frac{1}{12} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} = 12,573\text{円}$$

(注) 標準報酬月額が定められている月が12か月に満たない場合は次の①及び②を比較し、いずれか少ない額に2/3を乗じた額となる予定です。

- ① 支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額×1/22
- ② 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日（平成27年は10月1日時点）における全組合員の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額×1/22

■ 出産手当金と傷病手当金の調整

出産手当金と傷病手当金は両方を受給する権利がある場合でも、両方を同時に全額受給することができないため、支給額の調整が行われます。

平成28年3月31日まで（改正前）

出産手当金と傷病手当金の支給額が常に一致するため、出産手当金が支給され、傷病手当金は支給されません。

平成28年4月1日から（改正後）

原則、出産手当金が優先して支給されます。ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないときは、出産手当金の全額と傷病手当金の一部（出産手当金との差額）が支給されるように取扱いが変更される予定です。

問合せ

給付貸付課短期給付係 ☎ 03-5320-6827

※詳細は、決定次第、別途お知らせします。